

仙台市育児ヘルパー派遣（子育て世帯訪問支援事業）

～育児ヘルパーさんが対応できること・対応できないこと～

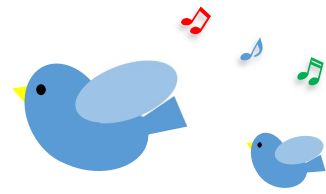
【家事支援】

原則として、利用者とお子さんが在宅かつ室内で日常的に行う家事が対象です。

- ・大掃除や清掃業者に依頼するような掃除や非日常的・一時的な家事は対象外です
- ・仕事・勉強を目的では利用できません

家事の内容	○対応できる(例)	×対応できない(例)	備考
①食事の準備及び後片付け	・調理(下ごしらえ、味付け) ・配膳 ・食器洗い	・特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) ・来客の対応	
②衣類の洗濯等	・洗濯機を回す ・洗濯物を干す ・洗濯物をたたんで片付ける ・アイロンがけ	・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等の大きなものの洗濯、コインランドリーでの洗濯等) ・大量のアイロンがけ ・くつ磨き	
③居室等の清掃及び整理整頓	・リビング、居間、寝室、台所のシンク等の簡易な清掃(掃除機、床拭き程度) ・新聞、雑誌等の簡易な片付け ・トイレ、風呂、洗面所の簡易な清掃 ・玄関、ベランダの簡易な清掃 ・ごみ出し(※集積所のルールに沿うもののみ)	・窓、網戸、庭等の清掃 ・エアコン、換気扇、ガスコンロ、冷蔵庫の清掃 ・年末の大掃除 ・床のワックスがけ ・浴室・トイレのカビ取り ・引っ越しに伴う作業(準備や片付け等) ・普段使用していない部屋の清掃 ・部屋の模様替えに伴う清掃や家具の移動	清掃に使用する洗剤や物品等は、ご自宅にあるものを使用します。
④生活必需品の買い物	・近隣のスーパーマーケットやコンビニエンスストア等で購入可能な食材、日用品の買い物	・出産祝いのお返しの買い物 ・家具、電気器具等の購入 ・その他日常生活必需品以外の買い物 ・遠方への買い物	育児ヘルパーによる立て替え払いは不可 交通費は利用者負担
⑤その他必要な家事支援	・布団干し ・シーツ交換	・銀行への振り込み、引き出し等 ・役所への申請手続きの代行等 ・自動車の給油、洗車、清掃 ・ペットの世話(掃除・片付けを含む) ・クリーニング店への受け渡し	





【育児支援】

一部の支援を除き、原則として利用者とお子さんが在宅かつ居宅内で行う育児が対象です。

育児の内容	○対応できる(例)	×対応できない(例)	備考
①授乳等に関する こと	・湯沸かし、ポットへの 移し替え ・粉ミルクの調合 ・哺乳瓶による授乳 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮 沸後の片づけ	・初めての食材を育児 ヘルパーがお子さんに 与えること	
②オムツ交換	・オムツ交換		
③沐浴のお手伝い	・ベビーバスの用意、片 付け ・乳児の受け取り、拭き 取り、着替え等	・乳児を風呂に入れる (沐浴の手伝いは可)	
④育児環境の整備	・ベビー布団の用意、片 付け ・エアコンの温度調節 ・窓開け、カーテンによ る室温調整		
⑤きょうだい児の 世話	・授乳や沐浴時のきょう だい児のお世話 ・食事の見守りや介助	・利用者の在宅ワーク・ 勉強中や保護者不在 中のきょうだい児の 預かり	
⑥外出	・子ども連れでの買い 物、散歩、病院受診、健 診、予防接種の付き添 い ・きょうだい児の保育 園・幼稚園への送り又 は迎え(要相談・対応で きるときのみ可能) ・区役所等への申請手続 きの付き添い	・ヘルパーの自家用車 の同乗 ・冠婚葬祭等の付き添 い ・きょうだい児の園・学 校イベントの付き添 い	・きょうだい児の送迎につ いては、送りか迎えのど ちらかを選択すること ・利用者は子どもの保育園・ 幼稚園等の所属先の了解 を事前に得ておくこと ・送迎する子どもの状態に ついては、ヘルパーが単 独で送迎可能な範囲とし、徒 歩かつ往復 30 分程度ま たは送迎バスのバス停ま で等で可能な範囲とする ・送りまたは迎えにかかる 交通費は利用者の実費負 担
⑦児の見守り	・利用者の睡眠不足や疲 労による体調回復のた めの休息時の児の見守 り		



R5.5.31 こども若者局こども家庭保健課作成

R6.4.1 改訂

R7.4.14 改訂